

平成28年度第6回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年11月23日 午前9時30分～午前9時45分
2. 開催場所 土佐町基幹集落センター
3. 出席委員 (14名)
高石巖治夫・窪内康夫・細川盛次・和田勇・長野直樹・
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・
伊藤正枝・澤田順一・永野博隆
4. 欠席委員 近藤卓士
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程
議案審議
第1号議案 農地法第3条による許可申請について
第2号議案 非農地証明について
その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。平成28年度第6回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。

会長：おはようございます。平成28年度の第6回土佐町農業委員会総会を開会をします。本日の会議録署名委員の指名を行います。5番 和田勇 委員、6番 長野直樹 委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は2件あります。3条の許可については町の許可になります。資料2枚目に案件の概要を記載した一覧表を付けておりますので、ご覧ください。譲渡人、[REDACTED]さん。譲受人、[REDACTED]さん。土地は地蔵寺字ゴサ谷2490番、登記地目 畑、現況 荒畑、面積404平米。場所は、8月の総会で同じ申請人から3条申請があった土地の隣接地で、地蔵寺の交番の近くです。売買による所有権移転で、売買価格は山林557㎡2筆を含む合計3筆で8万円です。10アールあたりの額は、畑のみの面積で換算すると約198,000円です。ここ数年は不耕作ですが譲受人が畑で耕作予定です。譲受人の自宅からの通作は車で10分で、農機具も所有しています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：僕が担当ですので補足説明します。申請地の隣接地がこの前の時に買った分です。今、周囲の木を切って昔の家が出てきています。そうしたところ家地の後ろに畑が昔あったことが分かったらしいです。今回追加で一緒に買うことにしたそうです。本件について他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて2件目の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。位置図は4ページです。譲渡人、[REDACTED]

さん。譲受人、さん。土地は南泉字御法岩465番1、登記地目 田、現況 畑、面積1,485平米。場所は、白石の集会所の近くです。贈与による所有権移転です。譲受人の自宅からの通作は徒歩5分で、農機具も所有しています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：担当農業委員さんの補足説明がありますか。

川井委員：特にありません。

会長：本件について他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて2号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 秦泉寺：第2号議案非農地証明について説明します。位置図は資料5ページ目です。申請人はさん。土地は、田井字橋ノ南1512番、地目 田、現況 雑種地、124平米。転用された時期は昭和55年頃で、河川増水時の土砂の流入が度々あり、耕作できなくなり、現在は雑種地として管理しています。非農地証明後は地目変更登記の予定です。場所は新しくできた樺大橋のたもと、国道側です。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる基準となっています。今回は10年以上経過しております。書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当委員さんの補足がありますか。

和田委員：事務局の説明のとおりです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。その他の件で一つあります。この前、総会の日を28日に固定すると決めましたが、12月については28日は役場も御用納めの日になります。もし案件があった場合は28日にするか、少し手前にするか皆さんの意見を聞きたいです。年末押し詰まってバタバタするのではないかと。過去には年末に総会を4時ぐらいからして、その後忘年会をしたこともありました。皆さんいかがですか。

窪内委員：28日は予定がありこれません。すみません。

和田勇委員：27日に繰り上げたらどうですか。

事務局 秦泉寺：13月は皆さんお忙しいので1月に新年会をしたこともありました。

会長：案件は10日までに事務局に提出があったら月末に総会を開催して審議しています。12月10日までに案件が出てきたら総会を開きます。無理して忘年会することもないということなら午前中にしてもいいかと思えます。28日は何曜日になりますか。

事務局長：28日は水曜日です。

会長：それでは28日と決めておいたので28日にしましょうか。通常の開催時間がかまいませんか。

他委員：異議なし。

会長：では、案件があれば28日に通常の時間で開催します。

事務局長：案件がある場合は15日をめどに開催通知を出しますので、通知が来ない場合はないとい
うことです。よろしくお願いいたします。

会長：以上で第6回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

高石 裴 治 夫

議事録署名委員

加 田 勇

議事録署名委員

長 野 直 樹